

三平事務所通信 2015.11.1



【コラム】

三平 和男

今年も早いもので、気が付くと年末調整業務を行う時期となりました。今年は来年1月から運用が開始されるマイナンバー制度への対応策に追われ、一年が経つのがとても速く感じたのは自分だけでしょうか。

ところで、去る10月20日に「職場のメンタルヘルス対策最前線」と題して、弊所主催のセミナーを開催致しました。同セミナーは、(株)産業医大ソリューションズ代表取締役社長・医師の亀田高志先生にご登壇いただきました。亀田先生は、産業医としての実務経験や大学の研究者としての経験を踏まえ、一般企業の経営者や管理職を対象にした研修講師としての実績も豊富でいらっしゃいます。

午前中の開催という事もあり、都合がつかず参加できなかったというお客様もいらっしゃいましたので、当日の資料を同封させていただきます。ご参考にして頂ければ幸いです。

12月1日より施行される、労働安全衛生法の一部改正によって創設されたストレスチェック制度の留意点についても、今回のセミナーで分かりやすく解説頂きました。

今回導入されることになったストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気づきを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを軽減させることを狙いとしています。その中でリスクの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげる制度となっています。

同時に、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場・仕事におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものも低減させようというものです。このようなステップを通じて、メンタルヘルスの不調者を未然に防止する取組となっています。

今回のセミナーでの亀田先生のご講義を通じて、ストレスチェック制度の実効性を高めるポイントは、産業医などの産業保健スタッフや人事部、社会保険労務士等のチームで取り組むことであり、そのためには社内の衛生委員会の活用化が重要であると感じました。



《マイナンバー通知カード 不在時の再配達に関する対応》

先月10/22よりいよいよマイナンバー通知カードの郵送が始まりました。各自治体により発送のタイミングは異なりますが、順次皆様のお手元に郵送されることとなります。さて、早速通知カードの受領について懸念される事項があります。通知カードは転送不要の簡易書留で郵送されるため、一人暮らしの方など通知カードが受け取れないという事例が多発すると考えられます。

そのような不在時の対応について、日本郵便より発表がありました。

通知カードはまず受取人の住所へ配達されますが、配達時に不在の場合、「ご不在連絡票」が投函されます。その場合にはインターネットや電話等での申し込みにより、以下のいずれかの方法で郵便物を受け取ることが可能です。

- ① 自宅への再配達
- ② 近所への配達（受取人と同じ地域のみ）
- ③ 勤務先への配達（本人の勤務先のみ）
- ④ 勤務先や自宅近くの郵便局での受け取り
- ⑤ 配達郵便局での受け取り

なお、不在で受け取ることができなかった郵便物は、「簡易書留ご不在連絡票（マイナンバー専用）」投函の翌日より、原則7日間保管されます。

日本郵便「マイナンバー通知カードの再配達の申し込みご利用方法」

<http://www.post.japanpost.jp/lpo/mynumber/index.html>

《11月は過労死等防止啓蒙月間です》

過労死等防止対策推進法では、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓蒙月間」と定めています。

この「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患を指しています。

事業主が過労死等防止のために取り組むべきこととして、長時間労働の削減、過重労働による健康障害の防止、働き方の見直し、職場におけるメンタルヘルス対策の推進、職場のパワーハラスメントの予防・解決、相談体制の整備等が上げられます。

万が一にも過労死ともなれば、会社に対し損賠責任が発生し、会社運営に大きな影響を及ぼす要因となり兼ねません。この過労死等防止啓蒙月間を、御社の働き方の見直しをされるきっかけとしてはいかがでしょうか。

過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されます。厚生労働省のHPから申し込みが可能です。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

《所得税法施行規則等の改正が行われました》

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「番号法」）施行後の平成28年1月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですので、ご注意ください。

http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/mynumber_gensen.pdf

社会保険労務士法人 三平事務所
東京都港区西新橋1-19-3 第2双葉ビル5F
TEL: 03-3504-0071 / FAX: 03-3504-0072

☆人事・労務相談、業務委託のご依頼等、お気軽にご相談ください。